

令和8年度第1回市川市消防委員会会議録

日時：令和8年7月29日（水）
16時00分～17時10分
場所：市川市消防局 5階ホール

長谷川主幹（司会） ただいまから、令和8年度第1回市川市消防委員会を開会いたします。

（消防総務課長） 消防職員起立・敬礼・直れ・着席

本日のご出席は、木村消防委員長以下11名でございます。なお半数以上の委員にご出席いただいておりますので、市川市消防委員会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立いたします。

はじめに、木村委員長からご挨拶をお願いいたします。

木村委員長

皆さん、こんにちは。

委員長を仰せつかっております、木村でございます。

本日は、連日熱中症警戒アラートが発せられる中、委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

昨日の夕方に、熊本県を震源とする震度7の大きな地震が発生し、犠牲者や建物倒壊、爆発など甚大な被害が出ております。

最近は、全国各地で大きな地震が頻発しており、今後は南海トラフ地震や東海、東南海の連動型地震が起こる可能性も否定できないということでございます。

関東地方においても決して他人事ではなく、首都直下地震や東京湾内の巨大地震がいつ来てもおかしくない状況にあると考えております。

また、従来は冬に流行すると言われていたウイルス型の感染症ですが、夏においても発生すると医療機関の方からお話を聞いたことがございます。

皆様の会社、団体の職員の皆様も、くれぐれも体調管理を徹底し、この夏、熱中症だけでなく、無事に乗り越えられますよう、ご自愛をお願いいたします。

本日は、本年度第1回目の消防委員会となっております。皆様の活発なご意見と、慎重なる審議にご協力いただきますよう重ねてお願いを申し上げ、簡単でございますが委員長挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

長谷川主幹（司会）

ありがとうございました。
続きまして、吉村消防局長からご挨拶を申し上げます。

吉村消防局長

皆様こんにちは。

消防局長の吉村でございます。僭越ではございますが、ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙の中、令和8年第1回市川市消防委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素より木村委員長初め委員の皆様方には、消防局に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

委員長からもありましたように、昨日、熊本県で最大震度7の強い地震が発生しました。被災されたすべての方々に、お見舞いを申し上げ、1日も早い復興をご祈念申し上げます。

また、近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、4月から9月にかけては長野県をはじめ、全国各地で震度5以上の地震が相次いで発生し、また6月には3つの台風が関東地方に接近しました。幸いにして、本市では地震や台風による大きな被害は受けておりませんが、想定を超えた災害が多くなり、未然に防ぐことも難しい状況でございます。

消防局といたしましても、あらゆる災害に対し、消防体制の充実強化に取り組んで参りますので、委員の皆様方には今後とも消防局に対しまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の消防委員会でございますが、議題が1件、報告が3件、その他1件となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

長谷川主幹（司会）

ありがとうございました。

それではここで、本年度第1回目の委員会であり、新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、委員の皆様をご紹介します。

初めに、先ほどご挨拶をいただきました委員長で市川市消防協力会、副会長の

木村 琢 様 でございます。

次に、市川市議会議員の

越川 雅史 様

同じく 市議会議員の

やなぎ 美智子 様

同じく 市議会議員の

石崎 ひでゆき 様

同じく 市議会議員の

国松 ひろき 様

同じく 市議会議員の

加藤 圭一 様

千葉県企業局市川水道事務所長の 久保 裕史 様

東京電力パワーグリッド株式会社
京葉支社長の 大嶋 潤 様

ENEOS株式会社 市川油槽所長の 荒牧 孝治 様

市川市消防団長の 岡本 宜幸 様

京葉ガス株式会社 供給保安部長の 加藤 満 様
以上でございます。

なお、
NTT東日本株式会社 千葉事業部
千葉西支店長の 藤沢 朋 様
市川警察署長の 吉田 健一 様

行徳警察署長の 野水 裕介 様

市川市女性消防クラブ会長の 松島 和枝 様
におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日出席しております消防職員につきましては、お手元の座席表をご確認くださいようお願いいたします。

それでは審議に入りたいと存じますが、市川市の各種審議会につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開することとなっております。

本委員会につきましても、この指針を適用することとしてよろしいでしょうか。

(承認の確認)

全員賛成でありますので、会議公開の指針を適用することとさせていただきます。

なお、本日の委員会につきましては、傍聴希望の方はいらっしゃいません。

それでは、議題審議に入りたいと存じます。

市川市消防委員会条例第6条第1項の規定に基づき、委員長に議長をお願いしたいと存じます。

木村議長

木村委員長、よろしくお願いいたします。

それでは議長を務めさせていただきます、木村でございます。
円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

早速ですが、会議次第に従いまして順次進めさせていただきます。

なお、事務局からの説明後、質問がありましたらそれに答えていただくことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1「副委員長の選任について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

井橋消防総務課長

はい、議長。消防総務課長です。

議題「副委員長の選任について」 ご説明いたします。

恐れ入ります、資料の1ページをお願いいたします。

市川市消防委員会の副委員長は市川市消防委員会条例第5条の規定に基づき、委員の中から互選することとされております。

このような中、令和7年7月に書面にて開催いたしました令和7年度第1回市川市消防委員会において、学識経験者である京葉瓦斯株式会社の 加藤 満 様 が互選され、副委員長を務められておりましたが、本年3月31日をもって委員任期が満了となったことから、現在、副委員長が不在となっております。

つきましては、市川市消防委員会条例第5条の規定に基づき、副委員長の選任についてお諮りするものでございます。

なお、これまで副委員長は学識経験者の中から互選で選出されておりますこと、また市川市議会では、各種審議会等の附属機関において、議員は議決機関の立場から議長職等に就くことを極力避けることとされていることを申し添えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

木村議長

ただいま事務局から説明がございましたが、これについて何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

ご質問がないようですので私から。

副委員長は、学識経験者の中から選出されているという経緯

もごさいますので、前副委員長の京葉瓦斯株式会社 加藤 満委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(承認の確認)

はい。

それでは異議なしということで、ご了承いただきありがとうございます。

それでは 加藤 満委員に副委員長をお願いしたいと思います。

加藤委員、副委員長の席へご移動をお願いいたします。

それでは、加藤副委員長、ご挨拶をお願いいたします。

加藤（満）副委員長 このたび副委員長を仰せつかりました、加藤でございます。木村委員長のもと、本委員会の運営に尽力して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

木村議長 議題は以上でございます。
次、報告事項に移ります。
報告1「市川市火災予防条例を一部改正したことについて」、事務局から説明をお願いいたします。

戒田予防課長 はい、議長。予防課長です。
私から、報告1「市川市火災予防条例を一部改正したことについて」ご報告させていただきます。
お手元の資料2ページをお願いいたします。

初めに、条例改正の理由でございます。

近年のサウナブームを背景に、従来より浴場等に設置されていたサウナとは異なる形態で、屋外で利用するテント型サウナや、バレル型サウナが全国的に普及しております。

これら屋外のサウナ設備は、改正前の火災予防条例の規定にそぐわず、新たに追加する必要が生じたことから、国の基準省令の改正に伴い、本市火災予防条例の一部を改正し、安全基準を新たに整備したものでございます。

続いて改正内容でございます。

1点目として、条例第7条の2及び条例第7条の3関係でございますが、簡易サウナ設備を新たに火災予防条例に追加しており

ます。

屋外に設置されるテント型サウナ設備やバレル型サウナ設備を「簡易サウナ設備」として位置付け、本市火災予防条例に追加するとともに、従来の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」として区分しております。

なお、簡易サウナ設備とは、薪や電気を熱源とする放熱設備で、定格出力が6キロワット以下の比較的小規模なサウナ設備と定義されております。

2点目として、条例第7条の2及び第44条関係でございますが、簡易サウナ設備に関する届出及び消火器の設置でございます。

簡易サウナ設備を設置するときは、個人で使用するものを除き、消防への届け出が必要となります。

また、火災予防対策として、消火器を設置することとしております。

改正内容は以上でございます。

最後に施行日ですが、公布の日、令和8年3月31日より施行しております。

以上でございます。

木村議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたが、この報告事項につきまして、ご質問はございますでしょうか。

やなぎ委員

ご報告ありがとうございました。

昨年12月の赤坂のサウナ事故の報道がありましたが、そのようなことも含めてこの改正に繋がったのかというのが1点。

また、本市ではサウナの設置状況について、市としてどのような把握をしているのか。

さらに、施行日が3月31日ということで、この施行日以降、対応したケースがあるのか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

戒田予防課長

はい、議長。予防課長です。

只今のご質問にお答えさせていただきます。

今回の火災予防条例の改正につきましては、屋外に設置される消費量が小さい簡易サウナ設備についての、規定が今までございませんでしたので、新たに本市の火災予防条例の一部を改正したものでございます。

ですので、赤坂のサウナ事故があったことによって、今回改

正に至ったものではございません。

次に、本市のサウナの設置状況についてでございますが、昨年赤坂のサウナで2名の方が亡くなったことによりまして、市川市消防局においてもサウナ施設に対しまして、現地確認をしております。

避難施設や消防設備の維持管理などを確認するとともに注意喚起をしております。

また、3月31日以降、現在まで、本市においてこの改正に係る設備の設置届はございません。

以上でございます。

やなぎ委員

はい。よくわかりました。
ありがとうございました。

木村議長

はい。それでは、その他質問ございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは質問がないようですので、次に移りたいと思います。

報告2「市川市消防団各消防操法大会の結果について」事務局より説明をお願いいたします。

高橋警防課長

はい、議長。警防課長です。
私からは、報告2「市川市消防団各消防操法大会の結果について」ご報告させていただきます。
資料3ページをお願いいたします。

はじめに、消防操法についてご説明いたします。

消防操法は消防団員が火災活動に使用するポンプ自動車や小型ポンプからホースを伸ばして、火点となる的をめがけて放水し、的を倒すまでの一連の動作を競うものでございます。審査要綱に基づき、迅速確実な動作やチームワーク、士気に至るまで、団体総合と個人で評価し、順位を決定いたします。

5月24日（日）に消防訓練場で開催した、令和8年度第66回市川市消防団消防操法大会の結果についてでございます。

出場分団は、ポンプ車の部に4個分団6チーム、小型ポンプの部に9個分団8チームが出場しました。

大会の結果につきましては、ポンプ車の部で第6分団Aチームが最優秀賞、小型ポンプの部で第16分団が最優秀賞となりました。

東葛飾地区予選については、千葉県代表選考会に準じて出場

する種目が決められており、今年度はポンプ車の部となるため、第6分団が第31回全国消防操法大会千葉県代表選考会東葛飾地区予選へ出場することとなりました。

恐れ入ります、資料の4ページをお願いいたします。

次に、第31回全国消防操法大会千葉県代表選考会東葛飾地区予選の結果についてでございます。

東葛飾地区予選は6月28日（日）に柏市で開催され、各市からポンプ車の部に8チームが出場しました。

結果は第6分団が最優秀賞を受賞しました。

さらに、個人の部においても、第6分団の2番員と3番員が最優秀賞に輝き、優秀な成績を収めることができました。

なお、令和6年度から千葉県の消防操法大会は消防団員の負担軽減を図るため、隔年で開催される全国消防操法大会への千葉県出場隊1種目を決定する選考会に移行されました。

令和8年度全国大会の千葉県出場種目はポンプ車の部のみのため、第6分団が第31回全国消防操法大会千葉県代表選考会へ出場することとなりました。

恐れ入ります、資料の5ページをお願いいたします。

第31回全国消防操法大会千葉県代表選考会の結果についてでございます。

千葉県代表選考会は、7月25日（土）に千葉県消防学校で開催され、千葉県内から12チームが出場しました。

結果につきましては、出場12チーム中2番目の結果となりました。以上でございます。

木村議長

事務局より説明がございました。

これにつきまして、何かご質問ございますでしょうか。

石崎委員

消防団のあり方についてお聞きします。

私は、操法大会については肯定的な立場なんですけれども、今回、操法大会を見学したことをSNSで発信したところ、ネガティブな意見が多数寄せられる結果となりました。私は肯定をしている立場です。ただ、その中で、練習の期間が長いのではないとか、家庭への影響の問題、勝負にこだわり過ぎているのではないかというような意見がありました。そこで、市川市としては、このようなことに関して、どのように配慮されているのか、今後この素晴らしい操法大会をどのように継続していくのか、私は、継続したほうが良いと思っているので、どのような形で継続していこうと思っているのかお聞かせください。

高橋警防課長

はい、議長。警防課長です。

消防団の操法大会については、令和6年度に消防団本部でアンケートを行いました。その結果、市川市消防団としては操法大会を続けていくという結果になりました。

消防操法大会が消防団員の負担になっていることは承知しております。消防操法は火災対応の基本となる動作になりますので、消防団本部と相談しながら、強制することなく、消防操法を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

石崎委員

ありがとうございます。

是非、消防団の意見を聞きながら、何か問題が発生するとやめなさいという話が大きくなってしまいますので、問題が出る前に、消防団の皆さんの意見を聞きながら、この市川の素晴らしい消防団の操法大会が継続できるよう、配慮をお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

木村議長

岡本消防団長、何かご意見ございますか。

岡本委員

ありがとうございます。

操法大会ですが、アンケートの結果、我々団本部が思っている以上に団員から「操法は大事だ」、「必要だ」という意見が強く出まして、予選会なり、操法大会なりを企画しようということとなりました。

先ほど警防課長からもありましたが、無理な押し付けはしない、その中で一生懸命やってくれる団員の方々の努力を我々は評価するという形で、今回も続けて開催した次第です。

決して無駄なことではないと思っていますので、少しでもそのような意見がある以上は、続けていきたいなと思っています。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

私も操法大会を拝見させていただきましたが、非常に力強い日頃の成果、訓練の成果を見させていただく良い機会なので、今後も続けていただければと考えております。

よろしく願いいたします。

その他よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。

報告3「第54回消防救助技術関東地区指導会の結果について」事務局から説明をお願いいたします。

高橋警防課長

はい、議長。警防課長です。

私からは、報告3「第54回消防救助技術関東地区指導会の結果について」ご報告させていただきます。

資料6ページをお願いいたします。

消防救助技術大会は、救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養い、消防隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを目的に毎年開催されております。

今年度の関東地区指導会は、令和8年7月17日（金）に、陸上の部は埼玉県富士見市にあります入間東部地区事務組合東消防署消防訓練場で、水上の部は、さいたま市大宮区にあります、埼玉県大宮公園水泳場で開催されました。

市川市消防局からは、千葉県大会を勝ち抜いた特別救助隊員が陸上部2種目、水難救助隊員が水上の部に2種目、合計15名の隊員が出場しました。

ここで各種目の説明をさせていただきます。

舞台上のスクリーンをご覧ください。

はじめに陸上の部「ロープブリッジ救出」です。

（動画を上映）

要救助者を含む4人一組で行う訓練で、隣の建物から展張されたロープを渡し、要救助者を救出することを想定した訓練です。

次に、陸上の部「障害突破」です。

（動画を上映）

補助者を含む4人1組で行う訓練で、「壁を乗り越える」、「はしごを登る」、「ロープを渡る」、「ロープで降りる」、「煙の中を通過する」の基本動作により、5つの障害を突破する訓練です。

続いて、水上の部「水中結索」です。

（動画を上映）

3人一組のリレー形式で水中に設置されたリングにロープを結ぶ訓練です。

最後に水上の部「溺者救助」です。

(動画を上映)

要救助者を含む3人一組で行う訓練で、2人が協力し、溺れている人を浮き輪とロープを使い、陸に救出する訓練です。

各種目の説明は以上です。

大会の結果につきましては、陸上の部では「ロープブリッジ救出」が28チーム中12位、「障害突破」が26チーム中20位。

水上の部では、「水中結索」が18チーム中5位、「溺者救助」が2チームのうち1チームが18チーム7位、もう1チームが17位となりました。

以上でございます。

木村議長

事務局より説明がございました。
これについて何かご質問ございますでしょうか。

石崎委員

はい。
日頃からの訓練の賜物だと思います。
結果も出ていると思います。せっかくSNSを運用していますので、大会に参加していることをSNSで発信をしていただいて、消防職員の皆さんが頑張っていることを市民の皆さまに伝えていただけたらと思います。次の大会への励みにもなると思います。
以上です。

木村議長

はい。ありがとうございました。
その他ございますでしょうか。

それでは、次に「その他」といたしまして「消防局における今後の主な行事予定について」事務局より説明をお願いいたします。

井橋消防総務課長

はい、議長。消防総務課長です。
「消防局における今後の主な行事予定について」ご説明いたします。
恐れ入ります会議資料7ページをお願いいたします。

消防局における今後の主な行事予定につきましては、消防艇ちどり乗船体験、救急広場の他、記載のとおりとなっております。

なお、参考といたしまして、8月23日（日）に、消防局とし

ては初めてとなります、ふるさと納税の返礼といたしまして、消防艇ちどり乗船体験を実施することとしておりましたが、今回は残念ながら寄付の受け付けがございませんでしたので、次年度の実施に向け、実施内容の充実及び広報体制について検討をして参りたいと考えております。

以上でございます。

木村議長

はい。ありがとうございました。

消防局における今後の主な行事予定について説明がございましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは全体を通じて、何かございますでしょうか。

やなぎ委員

その他ということで質問させていただきます。

今日もそうですけれども、大変な酷暑の日が続いています。救急車のサイレン音も随分気になります。そこで、市内における熱中症の搬送の状況、あとは搬送された方のレベルがどうか、さらに、消防職員の熱中症対策はどのようになっているのか。特に入局されたばかりの新人の皆さんへの対策についてお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

諸星救急課長

はい、議長。救急課長です。

まず初めに、熱中症の搬送人員並びに程度についてご回答します。

5月1日から7月28日までにおける救急出動は全体で6,843件ありました。そのうち救急搬送された方が6,027人になります。

この6,027人の内、101人の方が熱中症で搬送されております。

次に程度についてですが、軽症が53人、中等症が45人、重傷が3人となっております。

以上でございます。

高橋警防課長

はい、議長。警防課長です。

新規採用者の訓練における熱中症対策ですが、火災対応訓練などを実施する場合、暑さに慣れていないこともあるので、初めから防火衣を着装して訓練することは、行っておりません。

4月から10月にかけて徐々に体を慣らしながら訓練を実施しております。

また、火災対応時の装備を着装して、ランニングを行うなど暑さに耐えられる体づくりを4月から10月ごろまで行っており

ます。

以上でございます。

やなぎ委員

はい、ありがとうございます。

程度は、軽症、中等症がほとんどで、重症は3人ということですが、この背景について、例えば今クーラーがあってもつけていなかったとか、また、高齢の方で一人暮らしであったというような、その背景についてその後報告があったりするのでしょうか。もしわかれば、教えてください。

諸星救急課長

はい、議長。救急課長です。

背景についてですが、7月28日までの熱中症事案について、発生場所別にみると、住宅で発症し搬送された方が29人です。

また、仕事場で11人。

教育機関で2人。

公衆出入場所（屋内）で14人。

公衆出入場所（屋外）が12人。

道路で30人。

その他3人となり、昨日までで101人の方が熱中症で救急搬送されております。

なお、住宅で発生し搬送された方のクーラーの使用状況は、有りが6人、無しが17人、不明が6人となっております。

やなぎ委員

詳しく教えていただき、ありがとうございました。

井橋消防総務課長

はい、議長。消防総務課長です。

先ほど警防課長から新規採用者に対する熱中症対策についてお答えをさせていただいたところでありますが、消防局全体の熱中症対策の一環といたしまして、熱中症対策の指数計を用いて訓練を実施すること、また、現場対応時に水分を補給できるよう、スポーツドリンクを各消防署に配置をしております。

以上でございます。

木村議長

その他、何かございますでしょうか。

指宿企画管理課長

はい、議長。企画管理課長です。

申し訳ありません。皆様のお手元に資料のご用意はございませんが、私から1点ご報告がございます。

内容は令和8年8月1日、今週末の土曜日より、消防職員のサングラス着用を開始いたします。

恐れ入ります、前方スクリーンにホームページに掲載してお

ります内容を映しますので、ご覧ください。

目的といたしまして、直射日光や太陽光の乱反射に起因する交通事故の防止、また消防活動時の活動障害及び紫外線による健康被害を防止することを目的といたしまして着用いたします。

着用の条件としまして、消防車や救急車を運転する場合で、直射日光により信号機その他道路状況の視認が困難なとき。

無人航空機及びはしご車等の操作時に、上空を注視するとき。

水難救助など海や川での活動時に太陽光が水面に反射するなど、水面の確認等に支障をきたす恐れのあるとき。

災害活動または訓練実施時に、所属長がサングラスの着用が必要と判断したときとしております。

なお、使用するサングラスは、華美なものを避け、交通事故防止及び紫外線等から目を保護することを目的とし、現場の安全管理につなげるために着用いたしますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

以上でございます。

木村議長

はい、ありがとうございました。

ただいまのサングラス着用の件につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

越川委員

はい、議長。越川です。

そのサングラスは備品として支給されるものなのか、個人個人が持ち込むものなのか、お聞かせください。

企画管理課長

はい、議長。企画管理課長です。

サングラスは、当初、個人貸与も検討は致しましたが、公私の区別がつかないことから、そこに税金を充てることが難しいと判断いたしました。

よって、各車両に1つずつ配布することで対応していきますが、例えば眼鏡をかけている職員だとか、衛生面で気になる職員等もいると思いますので、今後の対応につきましては、現場の声等も聞きながら、検討を続けていきたいと考えております。以上でございます。

越川委員

はい。

公私混同が気になるということですが、消防服にしても、ベルトにしても同じだと思います。

意見になってしまいますが、これは備品としてきちんと支給をして破損とか損傷とかあってもすぐ申請すれば新しいもの

に交換してもらえる。次に携帯させて実効性を高めるということが大事なかなと思います。

企画管理課長

はい。ありがとうございました。

いただいたご意見を参考に、今後さらに検討していきたいと思います。

木村議長

はい。

サングラスについては、眼鏡をかけている方や顔の形の違いなどで、皆さんサイズが全然違うので、サングラスをかけて運転するからには、ちゃんとその人に合ったサイズの物でないと使いづらいということもあると思いますので、十分考慮した上で運用していただきたいと思います。ただいま越川委員がおっしゃったように、支給という形がよろしいかと思います。

木村議長

はい、その他ございますでしょうか。

越川委員

はい、越川です。

冒頭木村委員長から、首都直下地震について言及がありました。南海トラフ地震や首都直下地震など大規模な地震や災害が発生した場合に、どの程度の被害想定をしているのか、具体的なことを言わなくても構いませんが、そうした場合に、例えば消防車両がどのくらい出動するのか、救急車両がどのくらい出動するのか、人員がどのくらい動くのか、みたいなシミュレーションをしているのか、そういう状況が何日間に及ぶということを考えたときに、この常備消防の人員だけで足りると想定しているのか、やっぱり不足が生じるのか、みたいなシミュレーションの結果を持っているのかまずは伺いたいと思います。

高橋警防課長

はい、議長。警防課長です。

質問についてお答えします。地域防災計画が令和6年に改正され、東京湾直下地震が発生した場合、火災については77件発生すると想定されております。

このような状況では、消防職員は、全員が参集して予備車両も活用し、対応に当たります。

越川委員

ありがとうございます。

通常体制では対応が困難となることから、予備車両を使わなければならないということでした。

そのような状況で予備車両を使って何とか納めるという話なのか。それが数日間継続するということに、職員の交代とか

休憩とかという問題もあるかと思います。そういうことも考えて、人員の配置など、例えば、車両に何人充てるのか、消防、救急、救助なのか、日勤者の配置はどうなのか。その辺りについて、どの程度のシミュレーションが出来ているのかというのが気になるんですが。

高橋警防課長

はい、議長。警防課長です。

火災対応については、地域防災計画の中で定められている77件に対応することとなっています。

火災対応は、警防計画を策定しており、この計画に基づき対応します。

救助対応については、救助工作車に乗っていない非常参集した救助隊員がおりますので、その隊員が現場に向かい、一人でも多くの要救助者を救出する対応となると考えています。

以上でございます。

越川委員

はい。

ここから先は、少し提案っぽくなりますが、役職定年した職員を現場に戻せるようにしておくとか、或いは元消防職員を活用して、運転ならできそうとか、或いは装備の清掃とか点検は現役職員はやらずに休憩に回ってもらい元職員や団員が行うなど、非常備の方々に任せられる仕事ってあるんじゃないのかということで、非常備の備えというのもやられてはどうかと思うのですが、ご所見を伺いたいと思います。

高橋警防課長

はい、議長。警防課長です。

非常備消防、消防団員につきましては、消防局の警備本部に団長、副団長も加わり、署の警備本部には副団長が入ることになっております。

局と署の警備本部が連携して災害事案を管理し、常備消防が対応にあたるのか、或いは消防団長と協議し、消防団に対応してもらうのかというように互いに連携を図りながら対応します。

以上でございます。

越川委員

はい。

今おっしゃられたのは消防団の話だけだったのですが、内勤の方だとか、役職定年の方々の非常時の活用方法もあると思います。例えば内勤でも若手で元救助隊の方であつたら現場に行ってもらい、その人の仕事は、例えばOBで対応してもらうなど。危機的な状況で、総力を挙げて、日頃の備え、成果を出してこ

その消防だと思いますので、そうしたこともやっていただければなと思います。

内勤の元レスキュー隊の方々も、いざという時にはこれまでに培ったものを発揮していただきたいという激励も込めまして、終わります。

やなぎ委員

はい。

今、越川委員とのやりとりを聞いていて、コロナ禍で救急搬送が大変だったときに、日勤者で編成する日勤救急隊の運用をしたという事例があったと思います。

今のやりとりを聞いていて、総動員と言いながらも、被災自治体は、それぞれ職員も隊員も被災者であるわけです。

コロナ禍を経験し、そこで工夫したことなどを検証しながら、シミュレーションをするというのは、大事なかなと思います。

消防局だけじゃなくて、消防団もそうですし、退職された方や、女性も含めてご検討されることは大事なのかなというふうに思います。

以上です。

木村委員

はい。ありがとうございました。

その他、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それではご質問、ご意見がないようですので、これにて本日の議事はすべて終了とさせていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

長谷川主幹（司会）

はい。ありがとうございました。

お忙しいところ、委員会への出席、またご審議くださいまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回市川市消防委員会を閉会いたします。

（消防総務課長） 消防職員起立・敬礼・直れ・着席

令和 8 年 9 月 30 日

消防委員長

木村 琢